

令和7年度 公共交通対策事業
掛川市A I オンデマンド交通実証実験業務公募型プロポーザル 仕様書

本仕様書は、掛川市A I オンデマンド交通実証実験業務委託（以下、「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

令和7年度 公共交通対策事業 掛川市A I オンデマンド交通実証実験業務

2 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月13日まで

3 業務内容

(1) A I オンデマンド交通運行システム構築

① システム概要

- i) 構築するシステムは、利用者からの予約に基づきA Iによる効率的な運行ルートを作成し、車両の運行をサポートすることを目的に、③を全て満たす「デマンド配車システム」「利用者アプリ」「運転者アプリ」「管理者W e b」の機能をクラウド型システムにて構成されること。
- ii) 利用者アプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による予約・配車受付手段も具備すること。
- iii) 個人情報を保護できるシステムであること。

② システムの提供範囲

- i) (3) で示す運行形態を実現できるシステムであること。
- ii) (3) ③の運行区域に加え、将来的な全市域での実装を見込み、全市域で運用可能であること。

③ システム要件

i) デマンド配車システム

- ア A Iを活用した効率的な自動配車・自動運行ルート生成が可能であること。
- イ 乗車予約関連の操作に特化した専用スマートフォンアプリからの予約、同様の機能を備えたW e bからの予約の双方が可能であること。
- ウ 利用者からの予約（電話、アプリ、W e b、L I N E）を受け付け、瞬時に配車と運行ルートの生成を行い、運行車両へリアルタイムに配信できるとともに、利用者アプリへ配車時刻・到着予想時刻・乗降ポイントを案内できること。
- エ 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによる管理者W e bへの手動登録ができること。
- オ 管理者が予約受付可能時間（日）を任意に設定できること。
- カ 予約受付方法は「即時予約（車両に空きがあれば、予約後に待ち時間ほとんど無しで乗車が可能な予約）」「事前予約」の双方に対応していること。

- キ 予約時にA I が算出し利用者に案内した配車予想時刻・実際の待ち時間・到着予想時刻と実績のズレを自動でA I が学習し、修正するシステムであること。
 - ク 運行区域・敷地内経路・通行不可道路の設定が可能であること。
 - ケ 状況に応じて運行区域・乗降ポイントの変更ができること。
 - コ エリア別の運賃設定の他に距離別の運賃設定ができること。
 - サ 交通系I Cカードやクレジットカード等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を有すること。
 - シ 決済において「大人、子ども、幼児、障がい者」等の複数の決済区分でのシステム設定ができ、さらに決済区分毎に運賃を設定でき、また各運賃と合計金額は常に自動で運転者に表示できる機能を有すること。
 - ス M a a Sアプリ等へのA P I連携が可能であること。
- ii) 利用者アプリ
- ア 予約の確定及びキャンセルができること。
 - イ 乗降ポイントの位置及び利用者の現在地位置情報の確認ができ、乗降ポイントの選択が容易にできること。また、状況により使用できない乗降ポイントがある場合は、アプリ上でその旨を案内ができる、若しくは対象の乗降ポイントを選択できないようにすること。
 - ウ 乗車人数・乗車希望時刻・配車待ち可能時間を任意に指定することができること。
 - エ 車いす車両配車の指定ができること。
 - オ 確定した予約の情報（乗降ポイント、配車時刻等）をアプリ上で確認できること。
 - カ 氏名・性別・年齢・住所等の利用者情報を登録できること。
 - キ 利用者の使用するアプリケーションは、英語表記等複数以上の外国語に対応し、特に設定の変更を行わず、アプリケーション起動後、自動で各言語を表示すること。（英語表記、ポルトガル語表記は必須とする。）
 - ク iOS と Android 双方に対応すること。
- iii) 運転者アプリ
- ア 運転者に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降ポイント及び運行ルートを表示等）。また、予約発生時に適切に運転者へ通知する機能を有すること。
 - イ 運行に必要な利用者に関する情報（利用者氏名、乗降ポイント）を共有する機能を有していること。
 - ウ 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。
 - エ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
 - オ iOS と Android 双方に対応すること。
- iv) 管理者W e b
- ア 指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
 - イ 運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。
 - ウ 利用者情報を登録・修正・削除できること。
 - エ 利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録・修正・削除できること。
 - オ 運行する車両の登録・修正・削除ができること。また、運行により取得する乗降データを無料で出力できること。

カ 過去の運行記録の確認ができること。

キ 利用実績・運行実績（日別、時間帯別等）を随時確認でき、CSV等のファイル形式で無料ダウンロードすることが制約なくできること。

④ システムの保守・運用

- i) 本市及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問い合わせに迅速に対応すること。
- ii) システムに障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、その原因や対応状況を随時本市へ報告すること。

⑤ システム利用方法の説明・指導

- i) 本市担当者・運行事業者・住民を対象とした説明・操作研修会を実施すること。
- ii) 研修会で使用するテキストは受託者が準備すること。

(2) 運行体制構築

① 運行車両の手配

- i) 運行開始までに**運行車両 1 台**を手配し、運行期間に利用できるようにすること。
- ii) 運行開始に必要な関係機関への手続き等を滞りなく行うこと。
- iii) 事業用として自動車登録された（緑ナンバー）車両であること。
- iv) 対人賠償保険・対物賠償保険・人身傷害保険に補償金額無制限で加入すること。
- v) 手配する車両の仕様は次のとおりとする（リース車両でも可）。

ア 車両本体の仕様

- a 一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分における特定大型車
- b 乗車定員 10 人（運転手含む）
- c ミッション オートマチック
- d 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン

イ 架装及び付属品等の仕様

- a ドライブレコーダー
- b バックモニター（パノラミックビューモニターも可）
- c リヤクーラー
- d リヤルームランプ
- e パワースライドドア（助手席側後部）
- f タブレット端末取り付け台
- g 運賃箱（盗難防止用の鍵付き）

② その他運行開始準備業務

i) 運転者用タブレットの手配

ア 運行に必要な運転手用タブレットを**3 台（運行用 2 台、予備 1 台）**手配すること。

イ 運転手用タブレットは、デマンド配車システムから配信される運行に必要な情報を確実に受信できるものであること。

ウ 通信費は受託者が負担すること。

エ 故障時の補償についても受託者が行うこと。

ii) 乗降ポイント表示プレートの制作及び設置

ア 本市が指定する場所に、乗降ポイントであることがわかるプレートを制作し、設置すること。

イ 制作数とプレートのデザインは、本市と協議して決定する。

iii) パンフレットの制作及び印刷

ア 運行概要や利用方法を記載したパンフレットを制作すること。

イ 制作数とパンフレットのデザインは、本市と協議して決定する。(想定制作数 5,000 枚)

③ コールセンターの設置

ア (3) ①の運行期間中、有人によるコールセンター(専用の電話回線)を設置し、利用者の予約受付・利用案内を行うこと。

イ 運営時間は、**午前7時30分～午後6時(予約受付時間は、午前7時30分～午後5時30分)**とする。

ウ 利用者から希望する乗降場所・乗車人数・乗車希望時刻・配車待ち可能時間を聞き取った後、AIオンデマンド交通運行システムを使用して配車と運行ルートの生成を行い、乗降ポイントと乗車時刻を利用者へ電話で案内するとともに、AIオンデマンド交通運行システムを通じて運行車両へ配信する。

(3) 運行委託

実証実験業務委託事業者は、本市が指定する車両運行業務委託事業者との間に車両運行についての委託契約を締結し、運行を委託すること。

なお、運行の仕様については次のとおりとする。

① 運行期間

令和7年10月1日(水)から令和8年1月31日(土)まで(休祝日を含む)

② 運行時間

午前7時30分から午後6時まで

③ 運行区域

桜木地区内全域(別添「運行区域図」のとおり)、桜木地区外にある主要施設

④ 乗降ポイント

i) 自主運行バス「桜木線」の停留所

ii) 運行区域内に新たに設置する停留所

ア 地区内の道路上及び主要施設等に200～300m間隔で設置する。

イ 停留所表示を置かない停留所も設置する。

ウ 地区外にある主要施設も乗降ポイントに設定する。

エ 停留所の場所は、市・実証実験業務委託事業者・車両運行業務委託事業者・桜木地区住民

と協議の上決定する。

⑤ 運行台数

2台（うち1台は車椅子利用可）

i) 1台目（メイン車両）

（2）①に定める車両を実証実験業務委託事業者が貸与し、車両運行業務委託事業者へ無償貸出する。

ii) 2台目（ピーク時の補助車両・平日午前中のみ使用）

車両運行業務委託事業者が所有する6人乗り（運転手を含む）ミニバン（車椅子1台使用可）を実証実験業務委託事業者が貸与する。

⑥ 車両運行業務委託事業者

i) 1台目（メイン車両）

掛川バスサービス株式会社

住所 掛川市葛川 452-1

電話 0537-24-7331

ii) 2台目（ピーク時の補助車両・平日午前中のみ使用）

掛川タクシー株式会社

住所 掛川市矢崎町 5-4

電話 0537-22-3233

⑦ 運行方法

i) 予約受付

ア 予約受付方法

a AIオンデマンド交通運行システムによる受付

b コールセンターによる受付

イ 予約受付時間

a AIオンデマンド交通運行システムによる受付

令和7年9月24日（水）午前0時から令和8年1月31日（土）午後6時まで（24時間受付）

b コールセンターによる受付

（2）③のとおり。

ii) 配車・運行

ア 車両運行業務委託事業者は、AIオンデマンド交通運行システムから運転手用タブレットへ配信される情報をもとに配車及び運行を行う。

イ 車両運行業務委託事業者は、システムからの配車指令を受けシステムが示す乗降ポイントと運行ルートを確認し、それに沿って配車及び運行する。

iii) 利用料金の収受及び管理

ア 車両運行業務委託事業者は、利用客が降車する時に利用料金を収受する。利用料金の額は後日設定する。

イ 收受した利用料金は、実証実験業務委託事業者から車両運行業務委託事業者への委託料の支払い時に精算処理するものとする。

iv) 運行記録の管理

ア 車両運行業務委託事業者は、毎日の運行記録を作成し、実証実験業務委託事業者へ提出する。

イ 運行記録の様式と提出日は、実証実験業務委託事業者が別に定める。

v) 運行車両の日常点検及び管理

車両運行業務委託事業者は、安全な運行ができるよう運行車両の日常点検及び管理を適切に行う。

(4) プロジェクトマネジメント

① 業務全体の運営・進捗管理

契約期間中は本市と随時打ち合わせを行い、事業の進捗に係る相談や支援を行うこと。

② 地域の合意形成に向けた支援

地域住民・交通事業者・関係機関への説明・協議を行うにあたり、資料の準備や説明・協議事項の整理に関し、相談や支援を行うこと。

③ 運行体制構築に向けた支援

車両運行業務委託事業者への業務委託において、委託内容の準備や実施についての相談や支援を行うこと。

④ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成、プレスリリース、住民説明会の実施における企画立案・資料の準備・説明事項の整理等に関し、相談や支援を行うこと。

⑤ その他事業運営に関わる支援

同事業の自主運営実績・他自治体での支援実績等に基づき、運営全体に対する相談や支援を行うこと。

⑥ 実証実験開始後の定着・改善支援

実証実験開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告し、運行体制の改善についての相談や支援を行うこと。

⑦ 実証実験終了後の総括、結果分析

実証実験終了後、実験結果を詳細に分析し、事業の成果、課題の整理及び改善についての相談や支援を行うこと。

⑧ 本格実装に向けた支援

⑦の分析結果をもとに、次年度以降の本格実装に向け、実施方法や課題の整理についての提案・相談・支援を行うこと。

⑨ 国庫補助金申請・完了報告の支援

国庫補助金の申請・完了報告にあたり、書類の作成や各種手続きについての相談や支援を行うこと。

⑩ 成果品の納品、業務完了報告書の提出

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

i) 業務報告書一式

電子データと印刷物2部

※その他委託作業により作成した資料（コンテンツ）については、その都度納品すること。

⑩ その他の提案

本仕様書は、事業を実施するにあたり必要最低限考えている事項を記載したものであるため、本事業の目的と目指す姿等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的に行うこと。

4 委託料の請求・支払い

委託料の請求・支払い時期については、契約前に本市と別途協議を行い決定するものとする。

5 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用・開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法・掛川市個人情報保護法保護条例及び同条例施行規則を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

6 その他

(1) 関連法令及び条例の遵守関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務等の実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

(2) 所有権

本業務で取得する地域公共交通に関わるデータは本市に帰属する。

(3) 損害の賠償損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合は直ちにその状況等を報告し、本市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、本市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、本市に対し、再委託承諾願を提出すること。

(5) 疑義

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し定めるものとする。

7 担当部署

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 生涯学習まちづくり部 地域未来共創課 交通政策係 担当：杉森

TEL：0537-21-1150

メール：chiikimirai@city.kakegawa.shizuoka.jp

参考 事業体系図



